

2013年7月19日

各 位

会 社 名 パナソニック株式会社
代表者名 取締役社長 津賀 一宏
(コード番号 6752 東証・名証第一部)
問合せ先 財務・IRグループ
グループマネージャー 若林 勇人
(TEL. 06-6908-1121)

自動車部品およびノートパソコン用円筒形リチウムイオン電池に係る 米国司法省との合意について

パナソニック株式会社(以下、パナソニック)及び子会社の三洋電機株式会社(以下、三洋電機)は、2013年7月18日(米国時間)、米国司法省との間で、米国独占禁止法違反に関して罰金を支払うことで、それぞれ合意いたしました。

1. 自動車部品に係る米国司法省との司法取引契約について

パナソニックは、特定の顧客向けの一部自動車部品(ステアリングホイールスイッチ、ワイパースイッチ、コンビネーションスイッチ、ドアカーテシースイッチ、ターンスイッチ、ステアリングアングルセンサー、HID バラスト)の販売に係る米国独占禁止法違反に関して、罰金 45,800,000 米ドルを支払うことで合意いたしました。

2. ノートパソコン用円筒形リチウムイオン電池に係る米国司法省との司法取引契約について

三洋電機も、ノートパソコン用円筒型リチウムイオン電池の販売に係る米国独占禁止法違反に関して、罰金 10,731,000 米ドルを支払うことで合意いたしました。

両社は、これまで米国司法省の調査に協力してまいりましたが、この度、適用法令、事実関係等を総合的に勘案し、米国司法省との間で上記の司法取引契約を締結するに至ったものです。

今回の罰金の支払いによる2014年3月期の連結業績予想への重要な影響はありません。

なお、当社の会長、社長を含む一部の取締役・役員は、本件を厳粛かつ真摯に受け止め、2013年4月度の報酬の20~10%を自主返上いたしました。

パナソニックグループでは、この度の事態を真摯に受け止め、今後より一層、独占禁止法を含むすべての法令順守を徹底していきます。

以 上